

八世紀中葉寺院造営労働力の一考察：造石山寺所甲 賀山作所

岡藤，良敬

<https://doi.org/10.15017/2244063>

出版情報：史淵. 102, pp.99-128, 1970-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

八世紀中葉寺院造営労働力の一考察

— 造石山寺所甲賀山作所 —

岡 藤 良 敬

序

八世紀中葉、寺院造営にたずさわった労働力について、各階層、職種別に職能（あるいは使役の実態）をみるのが、当面の目的である。

古代寺院造営史料のうちで、今日よく残っている天平宝字五年（七六一）末より翌六年にかけての、石山寺の造営史料については、福山敏男博士の画期的な論文「奈良時代に於ける石山寺の造営」により、前後錯乱が多かった大日本古文书所収史料の整理、復原と、全体の造営内容の論述がなされた。

博士の卓抜した業績によりつつ、造営過程における造営従事者の職能に視点をおいて、小稿では、石山寺造営のうち最初の作業であった、甲賀山作所の作材、運材経過の細部と運用物資についてみ、つぎにその中でのどのような使役をうけているかを階層別にみる。

東大寺の棟であった甲賀山作所での石山寺用材のための作材、運材は二つの時期に分けられる。甲賀山作所告朔解（二月、正月）に記載する天平宝字五年二月二日より、翌六年一月一四日まで（署名日、二月五日）を中心とする時期と、甲賀山作所告朔解（三月、四月）にみられる天平宝字六年三月一三日より、同四月二五日まで（署名日、四月二八日）を中心とする時期である。

造東大寺司配下の造営組織であった造石山寺所の、甲賀山作所での作材は用材の一部のみで、一月一六日以降は田上山作所に移り、用材の大部分はここで作材された。

甲賀山作所という小部分の具体的な作材、運材経過に、この時期の造営組織運用と労働力使役の性格はどのようにあらわれているだろうか。

文中では、甲賀山作所告朔解（二月、正月）を、福山博士の史料分類にしたがって(5)告朔、甲賀山作所告朔解（三月、四月）を(6)告朔と略称、また造石山寺所符を「符」と略称する。また文中（ ）内に示す史料では、(5)告朔を(5)、(6)告朔を(6)、春季告朔（春）、秋季告朔（秋）、公文案帳（公）、造石山院所労働文案（勞）、雑材并松皮和炭納帳（材納）、造寺料銭用帳（銭）、食物用帳（食）、造寺料雑物収納帳（雑納）、雑物用帳（雑用）と略称し、また数字は大日本古文書の巻・頁数である。たとえば（公・一五ノ一六九一七〇）とは、公文案帳の史料で、大日本古文書第一五巻の一六九頁より一七〇頁までに記載する史料であることを示す。

（註1） 同博士「日本建築史の研究」（昭和一八年刊）所収。なお同論文は昭和六年七月一四日稿、同九月一日補正、同七年一月二六日再補となっている。

（註2） 拙稿「造石山寺所の造営過程IV―田上山作所の作材経過(1)―」（長崎造船大学研究報告第一〇巻第一号、昭和四四年三月）。

一、作材、運材内容

（一）、甲賀山作所告朔解（二月、正月）

(5)告朔の期間に、作材と一部運材がおこなわれたが、作材内容を(5)告朔、(6)告朔、春季告朔、秋季告朔 および材納帳を対照して、作材物計二五三物（柱二二根、柱料桁六枝、桁二二枝、角木四枝、架二〇〇枝）と檜皮六二捆とする（表I・作材）。

これについての各告朔の相異点は、柱二二根のうち、秋季告朔は二根（長一丈五尺）、二根（長一丈三尺）、八根（長一丈七尺）とするが、(5)・(6)告朔、春季告朔の作材、運材内容により、一四根（長一丈五尺）、二根（長一丈三尺）、六根（長一丈七尺）とする。柱二二根の末径の寸法は、秋季告朔にのみ記載あり一尺一寸とする（秋・一六ノ一八九）。

架二〇〇枝の内容、作材工数はそれぞれことなる。(5)告朔、春・秋季告朔はすべて「扉三寸」とするが、材納帳は一四〇枝(直)、六〇枝(扉)とする(材・一五ノ二八四)。材納帳の記載がもっとも実際に近いとしてこれをとる。

寸法は春・秋季告朔、(5)告朔運材、材納帳により、長一丈六尺、広・高三寸である。

また架の作工数で、(5)告朔は「二二〇枝々別一人、八〇枝以一人作二枝」として計一六〇人とするが、これは訂正されて「一三七人以二人作三枝、除二三人」とする(5)・五ノ九二)。春、秋の告朔は「一三七人人別一枝半」としており(春・五ノ一七六)、とくに秋季告朔は内訳として「二〇人々別一枝半、一七人別一枝」としている(秋・一六ノ一八九)。すべて一三七人で一致しており、ここでは枝別 $2\frac{3}{4}$ 人をとる。

各部材の一材あたりの作工数は「作物」の項にあらわれている。二五三物の作材工計のベニ三三人の内訳は、司木工八七人、雇木工一一人、様工一六八人計のベニ六六人の内であるが、春季告朔「作物」の項に、作材は司木工五四人、雇木工七九人とあることにより(春・五ノ一七五)、司木工五四人、雇木工一一人、様工一六八人計二三三人である。田上山作所正月告朔解にみるような、各部材作工の司工、雇工、様工の別は不明である。

二五三物の全作材積九八四、五〇〇立方寸、工一人の平均作材積は六、七八〇立方寸である。作材の規準は、宝字六年一月二四日付、田上山作所あての符によれば、三人で方三尺、長三丈の材木をつくるべきこと、またこれに準じて他の材もつくらしむべきことを規定している(公・一五ノ一四四)。これによると、工一人につき九〇、〇〇〇立方寸の作材積となるが、甲賀の場合平均六、七八〇立方寸であり、また九、〇〇〇立方寸以下であることから、福山博士指摘のごとく、「方三尺」は「方一尺」の誤記とみるべきであろう。方一尺とすれば、工一人二〇、〇〇〇立方寸の作材積が規準となる。

檜皮は計二三〇捆を調達されたが(5)・五ノ九〇)、その内訳は、一六八捆四尺二捆、三尺一四七捆を一貫二三九文で買(四尺二捆別一〇文、三尺一四七捆別七文)(5)・五ノ八八)、六二捆を役夫のベニ三人(人別二捆)で採取した(5)・五ノ八七)。この三人について、春季告朔は二〇人(人別三捆)とし(春・五ノ一八五)、秋季告朔はさらに訂正して一八人とするが

（秋・一六ノ二〇二）、後述する役夫の労役内容から三一人とする。石山に収納されたのは五五匁である。

この檜皮の調達、運出については、右兵衛物部東人の役割がある。すなわち計二三〇匁を、(5)告朔「物資」の項に、「宿右兵衛物部東人所」とし(5)・五ノ九〇)、宝字六年一月一八日付、右兵衛物部東人解は、檜皮二三〇匁を「頭録申送」としており(東人解・五ノ六五)、そのうち採取された六二匁は、その五五匁を二月九日に、右兵衛物部東人が三雲山より買(これは甲賀山採取の誤りか)、運雇夫一九人で進上(附秦足人)したという(材納・一五ノ二六四)。あとの五匁および買われた一六八匁は、(6)告朔の奥書に「山残檜皮一七五匁」と註記するものにあたるか(6)・一五ノ四六二)。後述する榎樽調達、運漕とともに、檜皮調達には物部東人の請負的役割かと思われ、注目しておきたい。

作材、檜皮採取のさらに具体的な経過、順序は不明である。公文案帳が宝字六年一月一五日以降の記載で、田上山作所におけるような、ひとつひとつの部材についての大きさ、数量の指定、作材順序、期限の指示などが¹⁾ない。が甲賀の場合でも、柱、桁、架などのそれぞれの部材に、おそらく造石山寺所政所より下される符の寸法、数量の指定にしたがって、荒削りして作られ運出、足庭(石山)でさらに仕上げをし、組み立てられたものと思われる。田上では扉にいたるまで山作所で作られた。この際、すでに建てられるべき建物全体の設計ができており、各部材の寸法、数量が定められていたことを推察させる(この時の石山寺造営は再建工事)。甲賀山作所で作材、収納された部材がどの部分に使われたかは、足庭での造営過程をみてあきらかにしたい。

先の作材工二三三人の「見役」の中に入らない作材関係の従事者として、領は作材、運材を含めた現場監督的役割であり、長土工単九人も作材指導をおこなったと思われる、鉄工(雇)単六人は作材工の工具を修理し、仕丁、雇夫も「山作所借曹司」(工夫の宿所?)をつくり、物資運搬、連絡などの雑役、料理、修理雑刃器用の和炭を焼運ぶなど、作材に関係した。

この期間の運材内容として、木本(作材現場)より道までに、柱一四根(長一丈五尺)、二根(長一丈三尺)、三根(長一丈

七尺)の計一九根が夫のべ五七人により、また柱料桁五枝(長一丈二尺)が夫のべ四人により運出され、また道より車庭(車に積むところ)まで、同じく柱一九根が夫のべ三八人、柱料桁四枝が夫のべ二人により運出された。計のべ四七物をのべ一〇一人で運材したとする(表I・運材)。告朔には一根(枝)あたりの夫人數、日に運ぶ回数が表示されている。木本より道までは日に二、三度、道より車庭までは四―六度運んでおり、その距離の差を推察させる。

この間の(5)告朔、春季告朔の内容はほぼ一致するが、ただ(5)告朔にある車庭より三雲寺門へ「柱二根各長一丈三尺根別一人以二人運日八度」(5・五ノ九三)とあるのは、(6)告朔、春・秋季告朔により否定される。また道より車庭へ柱一九根の運出に、(5)告朔は「夫三八人以二人運日六度」(5・五ノ九二)とし、春季告朔は「夫三八人根別以一〇運日五度」(春・五ノ一七六)として、一材の運夫數、運日回数がちがいがあがるが、これは(5)告朔をとる。

以上この期間の甲賀山作所の経過については、これを示す史料は極めて少ないが、(5)告朔の期間を中心に畧述する(各史料の具体的内容は、物資および労働力で後述する)。

宝字五年一二月一八日米六斗五升八合が、翌一九日錢六貫が、(勢多)庄より甲賀に調達された。作材開始前にまず米、錢が調達されている。同一二月二三日造東大寺司は造石山寺所に長上工、木工三人、仕丁三人と副食物、食器、舗設を送り、長上工は同二六日勢多庄をへて甲賀山作所に至ったと思われる。同二四日錢八貫を甲賀山作所附料として領橋守金に下給し、二七日丹波広成解による山作神祭用などの請錢により、一九四文を下用した。長上工が山作所に至った二七日頃、まず恒例により山作神祭がおこなわれたか。翌六年一月一日錢七貫が領のもとへ、錢九貫が庄より甲賀へ送られた。海藻、滑海藻、末醬、酢滓の副食物も庄より甲賀に送られたと思われる。物資調達に庄の役割を知る。作材もすすんだと思われる一月四日、木工の工具を修理するための鉄工を請うたが、鉄工不足により向かわしめるを得ずといひ、また大僧都良弁の宣により司木工不足故雇役すべしといっており、鉄工、木工は様工を含めた「雇工」が中心となった。一月二四日田上にあてた造石山寺所符には、先の作材法とともに、雇工雇夫酒給法および雇工功充事の規準を示したが、甲賀で

もこれに準じたと思われる。

先の作材、一部運材のほかに宝字六年一月一六日より榼樽運出に関する記録がある。(5)告朔にその收支の全てを記載しながら、甲賀山作所に関係したものととしてその具体的な経過をのべる。

榼樽二〇五村の運出について、一月一六日甲賀山作所は運出用の錢五貫を請い(甲賀山作所解・五ノ六六)、同日錢五貫が領橋守金弓に附して甲賀にあてられる(錢用注文・五ノ六〇)。一月一八日付、右兵衛物部東人解には、榼樽二〇五村(中破三村)の運限日を一月二二日とし、運出についての六日間の功食料の申請をする。雇夫のべ三六六(六人の六日間)の功錢五四〇文(人別二五文)、食米七斗二升(人別二升、准錢四三二文別六文)、古(粉)酒一斗直錢六〇文、藤(葛)取二人の功錢二〇文(人別一〇文)、食米四升(人別二升、准錢二四文)である(東人解・五ノ六五―六)。翌一九日橋守金弓は先の下給された錢五貫の用途を報告する(榼樽二〇五村直錢三貫二〇〇文(二五村々別一六文、八〇村々別一五文)、久礼漕下雇夫単三六六(六箇日役)、功五四〇文(人別一五文)、夫等給古酒一斗直六〇文(升別六文)、葛取雇夫二人功二〇文(人別一〇文)、計三貫八二〇文、殘錢一貫一八〇文(即司進返已訖)(甲賀山作所解・五ノ六六)。この榼樽は一月一八日付東人解の末尾に別筆で「以二月二日、依員所來、檢知下道主」(東人解・五ノ六六)とするが、二月五日材納帳に、榼樽二〇五村(破五)を伊賀山より買ひ、右兵衛物部東人が進上檢納した旨を記している(材納・一五ノ二六三)。故に二月二日または五日に石山に収納されたものだろう。以上榼樽二〇五村は伊賀山で買われ、漕下されたものだが、この運漕のための労働力(漕夫、葛取人数)、功錢の記載は(5)・(6)告朔にないが、食米については(5)告朔「物資」の項に、米七斗四升(三雲より川津漕樽二〇五村雇夫三六六人食料)、また五升六合(送樽領一人雇夫并三人三箇白単九人料)とする(5)・五ノ八九。すなわち食米については(5)告朔に用途を記すこと、また錢五貫の申請と用途報告を、右兵衛物部東人解をうけて甲賀山作所がおこなっているらしいこと、また「送樽領」とあることから領(橋守金弓カ)が運漕に従っているらしいことなどから、甲賀山作所が関連の作業として管轄したと思われる。この際右兵衛物部東人が調達に請負的役割をはたしたと思われ、先の

檜皮とともに注目しておきたい。

宝字六年二月五日付、(5)告朔には領橋守金弓、長上工船木宿奈万呂が署名している(5・五ノ九四)。領橋守金弓が作材運材、物資運用を含めた全体の現場監督的役割であり、長上工も領的役割をはたしたものであろう。

(二)、甲賀山作所告朔解(三月・四月)

この間には運材のみおこなわれる。(5)告朔の期間の残材を、木本↓車庭、車庭↓川津、川津↓石山に運出した(表Ⅰ・運材、表Ⅱ、表Ⅲ)。

まず木本より車庭まで、(5)告朔の期間に木本または道に残った柱三根(長一丈七尺)をはじめ、柱料桁二枝、桁二二枝、角木四枝、架二〇〇枝計二三一物が夫のべ六八人で運出されたが、この際桁一枝(長一丈九尺)が作材、残材数より多い(表Ⅱ)。小稿では各告朔の相異点で、現場に近い報告がより実態に近いとみて、作材、運材、収納の過程で適合しないものもそのままあげる。これらの例は報告、記載の誤りかと思われ問題として残るが、運出の実際には他部材がまぎれこむなどの増減も考えられ、労働力計算の上からも、(6)告朔の記載に準じて表示した。

この間の経過を示す史料として、宝字六年二月二九日に米一石(白五斗、黒五斗)を庄領猪名部枚虫、橋守金弓に下充し(食・五ノ一七)、三月一三日には錢四貫を甲賀山作置雜材漕運料として橋守金弓に附し下充(錢・五ノ三五六一七)、同日(6)告朔も錢四貫の収納を記す(6・五ノ九五)。同一三日塩五升を同じく運送役夫等料として橋守金弓に下給し(食・一五ノ三八一)(6)告朔には塩七升(自司請)とする)、同一五日には醬滓二斗を同じく漕運雜役夫料として、橋守金弓に庄より下充したことを記す(食・一五ノ三八二、(6)告朔)。同一八日にも海藻六斤一二両を、司より収納した(6)告朔)。

(6)告朔の期日通り宝字六年三月一三日頃よりまず木本より車庭までの運出の作業は始まり、錢、塩、醬滓、海藻などの物資が下給されたものであろう。

この残材運出にあたって、(6)告朔は「山雜材木運道切作」役夫四人(6・一五ノ四六二)として、材を運ぶ道が新たにつくられたことを示している。

車庭より川津(三雲川の津)までは、柱二根、柱料桁六枝、桁二二枝、角木四枝、架二〇〇枝の計二五四物を、役夫のべ五〇人、積車一七両で運出した(表Ⅲ)。

宝字六年三月一八日付「符」は、甲賀運材領橋守金弓にあて車負材法として、一車につき「柱二根」、「七八寸二丈三尺已下桁二枝」、「一丈六尺架方三寸各一六枝已下一四枝已上」、「三尺檜皮五〇捆已下四〇捆已上」と規定するが、事実柱二根を車別二根積車一一両で、また架九六枝を車別一六枝積車六両で運出している。また同符に役夫の日功錢として、一四文已下一二文已上、食米を日に五升已下四升已上給すべきことを定め、三月二五日までに収納するよう命じる(公・一五ノ一六九一七〇)。さらに三月二三日付「符」は三雲運材領橋守金弓に錢四貫をあて、車賃雇難ければ二、三文許を加えよといい、人功錢は日別一五文をあてよ、また作物火急故今明日内に運出せしめよという(公・一五ノ一七三三)。

(6)告朔には雇車一七両功として一貫二五五文とあるため一車雇賃七二文である。この中に積車をひく夫の雇錢も入るものか。功錢は同告朔に雇夫二三人(人別一四文)、五〇人(人別一五文)、一〇〇人(人別一六文)とあり、一五文前後があられた。雇車は一七両で、あとの桁など一三六物は雇夫に負わせて運んでいる。実際には雇車が困難であつたらうか。以上車庭より川津の運出は三月二三日頃より始められたとする。

三雲川津より石山への運漕は、柱料桁六枝、桁二二枝、角木四枝、架二〇〇枝の計二三二物が椀に編まれ漕下夫のべ三人で運漕した(野洲川を下り琵琶湖に出、石山へ)。また川津より甲賀郡下に柱八根を夫二人で漕下、川津より櫛前村へ柱八根を夫三人で漕下したとする(6)告朔(表Ⅰ・運材)。

この間の運材については、四月一〇日に塩二升、酢滓三升を「自甲賀漕下雜材雇夫等食料」として橋守金己に下充(食・一五ノ三九三)。同二五日に錢七〇文(粉酒七升直升別一〇文)を「自甲賀送山材二三三物」の運漕料カとして下充(錢・

五ノ三六一)、同二九日に石山へ雜材二三二物(桁二二物、柱料桁六枝、角木四枝、架二〇〇枝)が収納された(材納・一五ノ二八四)(表一・収納)。

故に川津よりの二三二物運出は、宝字六年四月一〇日頃より始められ、四月二九日に石山に収納されたものであろう。

また柱の運漕については、宝字六年六月四日付「符」に、領橋守金弓にあて柱を漕下すべきこと、「今彼材可用切要、宜承知状、川水共争漕下、事有限、勘不得怠廻」とし、住丁額田部広浜を差して命じた(公・五ノ二三六一七)。七月六日には柱九根を櫟前より石山へ漕下する、椗工春日広成などの二人二箇日単四人の食料として、黒米八升(乘米内)、塩一合六勺を下充し(食・一五ノ四三三―四)、翌七日にはこの四人の功銭として、錢六〇文(人別一五文)を橋守金弓に下給した(錢・五ノ三六三)。柱九根は七月六日には石山に到着したものであろうか。材納帳にはその記載はない。柱は甲賀山作所で二二根作材されたが、甲賀郡下へ八根、石山へは櫟前村をへて九根が運材されたのみである(表一・運材・収納)。

以上木本より車庭まで二三一物の運出は三月一三日頃より、車庭より三雲川津までの二五四物は三月二三日頃より、川津より石山への運漕二三二物は四月一〇日頃より始められ、四月二九日二三二物を石山収納。柱九根は櫟前村をへて七月六日まで運漕収納されたと思われる。運材数のべ七四二物、運夫数のべ一六二人、積車(雇)一七両である。(6)告朔には六、七月の柱九根漕下椗工単四人をのぞく一五八人をのせ、それは雇夫単一五八人と一致する。

秋季告朔には作材数にあわせた運材数に整理して記載し、運材内容、運・漕夫数、収納数も(6)告朔、材納帳とことなるが、ここでは(6)告朔、材納帳はか現場に近い記録をとり表示した。

以上の運材のほか、甲賀運材領であった橋守金弓には「甲賀板殿壞運」(甲賀郡信楽宮板殿として名高い筑紫師藤原豊成の板屋二字の壞運)に關した物資の下充がある。

すなわち甲賀板殿は宝字六年二月に勢多庄を通じて、買う錢、壞運人の功銭、功食が下給され、三月一三日には「今や車庭に運び出」さん旨報告し、本所(紫香楽宮)より三雲川津まで、さらに夜須潮に漕下、六月、七月に到着、七月二二

日までには全て石山に収納されたと思われるが（福山博士前掲論文）、三月一三日「符」は、橘守金弓に米五石、塩五升を「信楽板屋壞運僧等所」に充つべきことを命じる（公・一五ノ一六四―五）。この五石は「残八百（石の誤り）余之内」とあり、(5)告朔での残米八石七斗六升二合^⑤（⑥・五ノ九五）のうち五石を充てたものであろう。(6)告朔「物資」の項にも、三月一三日符により板屋運使僧鏡宝に充てる五石支出を記載する（⑥・五ノ九七）。同日造石山院所は「板屋壞運僧等所」にあつて米五石（在三雲寺者）、錢五貫、塩一斗を橘守金弓、道豊足に附して進送する旨牒し（公・一五ノ一六四）、同日錢用帳、食用帳も錢五貫（錢・五ノ三五六）、塩一斗（食・一五ノ三八一）を壞運役夫等料として下給している。いずれも甲賀山作所の雜材運漕役夫料の下充と同時に橘守金弓に附されたもので、三月一五日の霽澤二斗（破甲賀殿大友禪師所充遣）も同様であらう（食・一五ノ三八二）。甲賀板殿の壞運は、板屋壞運使の僧二人の指揮下におこなわれたが、三雲川津を経由しての運漕に、甲賀山作所領橘守金弓が物資運用に関与したものであろう。七月六日に椶工春日広成により甲賀山作所の運漕殘材（柱九根カ）とともに、板殿の材の一部が到着したとされており（福山博士前掲論文）、甲賀雜材運漕との関連をうかがわせる。甲賀山作所領を主担当した橘守金弓は、関連の作業にもたずさわったのである。

(三)、物 資

物資の請（収納）、用（支出）は、(5)・(6)告朔記載により表示する（表Ⅳ、Ⅴ）。

まず収納（調達）は、(5)告朔では錢、米、副食物のほとんどが庄（勢多庄）より調達された。

すなわち錢収納量のすべて一五貫が庄より、その錢によって買われた以外の食料物も、庄より調達されたと思われる。例外は長上工の私米を「便借用」した米一石五斗と、告朔に記載する形では仕丁が焼運んだ和炭二石のみである。

収納日は告朔記載により表示しているが、物資調達は告朔以外の史料でみると、錢一五貫について、宝字五年一二月二四日錢八貫（新二貫、古六貫）を甲賀山作所附料として橘守金弓に下充したが（錢・四ノ五三二）、これは同日六人部荒角

が錢八貫を奉送し、領勝屋主が七貫七〇〇文を勘知していることから、庄より六人部荒角が進送したものではないか（荒角錢送進文・四ノ五二六）。また宝字六年一月一日に錢七貫を秦足人に附して領橋守金弓等所に下給している（錢・四ノ五三二）。また宝字五年二月二六日に庄より長上船木宿奈万呂に附し充遣したものととして、表示した副食物のうち海藻一〇連、末醬五升、酢滓五升が記され、蛆は二斗六升とある。この時表示内容に含まれないものとして、醬二升、大筒六合、杓一柄、席二枚、葉薦二枚、木盤一〇口、麻笥一口も送られている（甲賀山作所解・四ノ五二六一七）。このほかこの期間に請用されたもので、(5)告朔に記載しないものとして、宝字五年二月二七日丹波広成は七二八文の請錢をし、用途を山作神祭用の幣帛など計二一五文（玉三二九直四文、五色幣帛五尺直四〇文、色紙二枚直四文、神鏡一隻直六文、鈴一隻直八文、紙五〇枚直三五文、凡墨二〇疋直四〇文、中墨二疋直三〇文、鹿毛筆六管直一二文、墨繩七丈一尺直三六文）、殘錢五一三文とする（丹波広成解・四ノ五二七七八）。同日錢用帳は上記用途のうち、墨二二疋（中品二疋、下品一〇疋）を計五〇文とし、墨繩七丈二尺直三五文として計一九四文を下給する（錢・四ノ五三二一三）。

また宝字六年一月一六日より榎樽二〇五村の運漕について、錢五貫等の領橋守金弓への下充があるが、先述のように(5)告朔には食米用途のみをのせている。

このように告朔には運用物資のすべてが記載されている訳ではない。またそれぞれの項目での集計、収支残高も計算の誤りを示すが（表には支出内容による実際の計算を示す）、物資運用にあたっての主な調達先、主な支出法を知ることにはなる。

(6)告朔では物資のほとんどは造東大寺司または造石山寺所政所より下給された。(6)告朔にいう「司」を造東大寺司とみるが、造石山寺所政所からの下給も「司」からの下給によったものとみる。

収納状況を他史料よりみると、錢八貫は、三月一三日錢四貫を甲賀山作所よりの運材料として下充（錢・五ノ三五六一七）、同二三日錢四貫を三雲運材領橋守金弓に下充（錢・五ノ三五八、公・一五ノ一七三）したものに对应しよう。塩七升は、

三月一三日塩五升を同じく運材料として(食・一五ノ三八一)、四月一〇日二升を運漕雇夫料として金弓に下充(食・一五ノ三九三)したものである。醬滓二斗は三月一五日に運材料として同量を下充した(食・五ノ三八二)。また海藻六斤一二兩は、宝字六年三月一八日「符」に、酢滓とともに下充された滑海藻五斤(五卷)、若滑海藻一斤一二兩(二〇村)のことか(公・一五ノ二六九、食・一五ノ三八三)。

このほか期間内の下給で(6)告朔にのせないものは、三月一八日の酢滓七升(公・一五ノ一六九)、四月一〇日に塩とともに雑材運漕雇夫料として金弓に下給した酢滓三升(食・一五ノ三九三)、四日二五日下給された粉酒七升直七〇文(錢・五ノ三六一)がある。

以上(5)告朔では庄(勢多庄)、(6)告朔では造東大寺司よりの下給が主である。

錢、米、副食物などのそれぞれの用途を表示している。用途上もっとも活用されたのは錢であろう。功錢はもとより、給付として用意された米二〇石九斗三升八合(5)・(6)の期間合計)のうち九五・七%の米が庄または司よりの錢で買われ、副食物、食器類も買われた。造営事業における錢の役割を知る。

表中造営従事者に対する功錢、功食法については、功錢は領、長上工、司木工、仕丁にはもとよりなく、雇工(鉄工、木工)で人別一五文、様工一五文・一六文、雇夫は(5)告朔で一〇文・一二文、(6)告朔で一四文一六文、桴工には一括して一人四〇文が支払われている。

宝字六年一月二四日「符」には「雇工功充事」として上手二〇文、中一九文、下一八文已下一六文已上としており(公・五ノ七〇)、雇工(様工も含む)の功錢の差は技術の差によるものであったことが知れる。が(5)告朔期間の雇工、様工の功錢はこの規準ではかなり低い方である。これは田上山作所の場合で、雇工一七文・一八文、様工一七文であることから、また雇夫の場合での(5)・(6)告朔の差から、一月下旬以降雇工夫の「難雇寄」(一五ノ一六六)の状態により功錢の引きあげがおこなわれたものか。とくに雇夫の場合、宝字六年三月一三日「符」に夫日功錢として一四文已下一二文已上、食米は

日に五升已下四升已上を給すべし（公・一五ノ一六九―七〇）としており、さらに三月二三日符には車賃雇い難ければ宜しく二三文許を加えよ、とするとともに、人功は日別一五文已下（上の誤りか）を充てよとする。（6）告朔では雇夫一六文がむしろ一般的で、三月、四月の雇役、雇車の状態からみて功銭のひきあげはあったであろう。

功食では、食米は全作業従事者に支給されたが、領一升二合、長上工一升二合、司木工六合・八合・二升、仕丁六合・一升二合で、雇工、様工、雇夫の二升より少ない（当時の米一升は現在の約四合である）。領、長上工などは司人としての生活基盤があり、造営事業の中での日々の功銭、功食にたよる雇役工、夫とのちがいを示すものであろう。司木工、仕丁にみる支給量の差は、技術の上下によるものか、作業内容の差によるものか。

塩、海藻などの副食物は、内訳を示さない人数、人別量、総支給量の記載がほとんどで各階層支給対象人数が不明であり、支給人数の差は作業内容、期間の違いによるものかと思われるが、人別量はこの時期の「雑工食法」（末醬々各五勺、酢二勺、塩四勺、滑海藻海藻各一両、小凝菜人別一合、阿波佐人別五勺、紫菜人別五勺、海松人別五勺、大凝菜人別一合、奈乃利曾人別二両、可気毛人別一両、木綿菜人別一両、雑海藻人別一合（以下欠）（一五ノ二五六）に準拠したものであろう。

その他粉酒は、（5）告朔で四升を山口神奉料として買われ、（6）告朔では一斗六升をおそらく工、夫支給料として買われ、また四月二五日に粉酒七升を買われたが、先の一月二四日符に「雇工雇夫酒給法」として（更不云司工并仕丁等）、「辛酒一升買、水四合和合、二箇日間一度給、人別三合」としている（公・五ノ七〇）。

以上、造石山寺所は造東大寺司の下部機関としてその財政のもとにあり、造東大寺司より物資をうけたが（福山博士第二五表）、その際物資調達先としての庄の役割は大きい。⁽⁶⁾勢多（瀬田）庄がそれを果たした。

造営事業の中での物資調達、労働力徴発には錢貨の活用があった。この時代畿内の造寺司財政は錢を中心に運用されたと思われるのである。⁽⁷⁾

(註1) 拙稿「造石山寺所の造営過程IV―田上山作所の作材経過(上)―」(長崎造船大学研究報告第一〇巻第一号)。

(註2) (6)告朔の記載では、架八枝(長一丈六尺)、桁一枝(長一丈九尺)が作材・残材数より多く、柱料桁二枝(長一丈一尺)が一枝少ないことになるが、これは役夫の計算からみてもあきらかに誤りと思われるので調整した。

(註3) 同日銭用帳に、銭四貫を三雲山材運人功料として道豊足に附し充遣し、四月二十七日に五三九文を返上、支出三貫四六一文とし(銭・五ノ三五八)、(6)告朔も三月二三日銭四貫収納とする。また残銭返上は、(6)告朔に残銭五三六文として「即司四月二八日返上」とあるのにあたるか。

(註4) ここでも、川津より櫛前までは柱八根であったのに、櫛前より石山へは九根となっている。誤記か途中で一根加えられたか不明だがそのまま表示する。また秋季告朔には三雲川津に残る柱二三根として金弓が検知しているが(秋・一六ノ一九一)、川津↓甲賀郡下への漕下八根も表示した。

(註5) (6)告朔では「二月五日申用残」として八石七斗六升二合とし、(5)告朔での残米は八石三斗二合とするが、後述表IVでは実際の支出計算にもとずき、八石八斗四升四合の残とする。

(註6) 吉田孝氏「律令時代の交易」(『日本経済史大系1 古代・第三章』第三章)第三節・造寺事業の財政。

(註7) 吉田孝氏註6 論文、第五節・造東大寺司の財政。

二、作材、運材労働力

(一)、将 領

まず実人員、人名、期間の確定をする。(5)告朔には領のべ五一人で、一二月二日より翌一月一四日まで二日間として(一二月は二九日まで)、少なくとも三人の領が必要である。一人は橘守金弓(領、造東大寺司番上、少初位上、近江国犬上郡本貫(勞・一五ノ二三八)である。すなわち一二月二四日造石山寺所より甲賀山作所附料として、銭八貫(新二貫、古六貫)を下給され(銭・四ノ五三三)、六年正月一日にも銭七貫を山作所領の金弓に下給(銭・四ノ五三三)、一月一五日に三斗五升の常食料米を付され(食・五ノ五十六)、同一六日には銭五貫を金弓に付して甲賀山作所に充遣しており(銭用注文・

五ノ五九一六〇)、一九日、甲賀山作所領として榎杵料銭および運夫等の功銭等五貫の用途報告をし(甲賀山作所解・五ノ六六)、また部領使となつて役夫等の食料を運んでいる(公・五ノ三七)。一月二八日付、一月上旬解には領橋守金弓の名はないが(公・一五ノ一四五一六)、二月五日付、(5)告朔には長上とともに署名している(5)・一五ノ四六二)。主に物資請用に關するものだが、この期間の作事および(6)告朔までの間にも甲賀山作所領としての役割をはたしたと思われる。

秦足人(領、文部省位子、無位、姓忌寸、山城国本貫(勞・一五ノ三三八))が、(5)告朔に塩一升五合を「石山寺入申秦足人」とあり(5)・五ノ九〇)、宝字六年一月一日には銭七貫の甲賀への下充を秦足人に付し(銭・四ノ五三三)、同二三日には木工とともに領秦足人は作物不能故替りを請われたが(公・一五ノ一四二)、同二九日造東大寺司牒により替りなき故そのまま服仕した(造東大寺司牒・五ノ七六一七)。同月上旬解には上日一二、上夕九とある(公・一五ノ一四五)。二月九日には物部東人による檜皮五五束の進上を秦足人に附した(材納・一五ノ二六四)。以上秦足人は甲賀山作所關係に領としての役割と思われるが、その後造石山寺所では「使」として任務多く、「作物不能」故、主に往還使などの雜役に従つたか。

三嶋豊羽(領、左大舍人、少初位上、摂津国本貫(勞・一五ノ三三八))が宝字五年二月二七日山作所から石山に向つた三嶋豊石と同一人と思われ(造東大寺司牒・五ノ三)(福山博士前掲論文三七〇頁)、翌一月一日には病氣のため石山から一時「退り罷」めて(公・五ノ三八)、一月上旬解には上日数一〇日とするが(公・五ノ七三)、二月二七日まで甲賀山作所に上役していたものか。

勝屋主(領、造東大寺司番上カ、外散位少初位上、美濃国本貫(勞・一五ノ三三八))が宝字五年二月二四日の六人部荒角の銭八貫送進文に「見收納七貫七〇〇文、勘知勝屋主」とあり(送進文・四ノ五二六)、二月二六日には長上に付して副食物等を充遣したことを記す(甲賀山作所解・四ノ五二一七)。これは福山博士によれば、勢多庄(?)領として物資を調達したものとされたが(三七二頁)、その前後に勢多庄領であったことはなく(古代人名辞典)、造石山寺所では一月以降高嶋山作所領または使として活躍しており、二月末には甲賀山作所で領的役割であつたか。

また一二月二三日造東大寺司牒に、丹波広成が、石山より召されたが、木工所の雑政にあずかり、毎物別当する故に向かわしめずというが(造寺司牒・四ノ五二五)、同二七日に広成の山作神祭料の請銭解があり(丹波広成解・四ノ五二七)、あるいは実際には甲賀に来て、領として請銭したのかも知れない。

なお一月一四日に白米三升六合を、領舎人三人料別一升二合を下給するが(食・五ノ五)、甲賀山作所関係の領であったか。以上(5)告朔中心の期間に甲賀山作所に関係した領五人をあげたが、橘守金弓は作業の最初(二二日?)から甲賀全体の現場監督的役割とみられ、他の四人は部分的に関与したにすぎない。

(6)告朔には領のべ八九人とあり、この期間四二日間(三月は三〇日まで)として二三人の領が必要である。

ここでもひきつづき橘守金弓が主担当した。金弓にはすでに二月二十九日に米一石(白五斗、黒五斗)を、勢多庄領猪名部枚虫とともに下充されていたが(食・五ノ一七)、三月一三日に甲賀板殿壞運夫等功食料の銭とともに、甲賀山作所に置く雑材(残材)の漕運料として銭四貫を付された(銭・五ノ三五六一七)。また同日壞運夫料とともに塩五升を雑材運送夫料として下給され(食・一五ノ三八一)、また同日壞運料として米などを附されたことは先述した。同一五日にも雑材運漕料の醬滓を庄より金弓に附して充遣しており(食・一五ノ三八二)、三月一三日頃よりの運出にあたって、まず銭、米、副食物が甲賀板殿壞運夫料とともに金弓に下充されている。

三月一八日に甲賀運材領の金弓にあて、酢滓などの副食物を下すとともに車負材法を指定し、功銭、功食を示し、二五日までに運出せよと指定される(公・一五ノ一六九一七〇、食・一五ノ三八三)。同二日には他の領、長上工、木工らとともに祿物(絶、布) 価銭一〇〇文をうけ(祿物班給注文・五ノ一四六)、二三日には三雲運材領の金弓に、申状により銭四貫を下し、功銭、雇車賃の指定をし早速運出を命じる(公・一五ノ一七三、銭・五ノ三五八)。四月一〇日に塩、酢滓を漕下雇夫等食料として金弓に下給し(食・一五ノ三九三)、四月二八日付、(6)告朔に領として署名した(6)・一五ノ四六二)。同二九日には、甲賀山作所より「橘守金弓等之令作進上材」二二三二物が石山に収納された(材・一五ノ二八四)。六月四日には金弓にあて

て、柱を漕下すべきことを命じ(公・五ノ三六―七)、七月六日、七日に「橘守金弓等、甲賀山作柱内九根」を漕下した椀工に黒米、塩、錢を下給する(食・一五ノ四三―四、錢・五ノ三六三)。秋季告朔(壬字六年閏二月二九日付)に三雲川津に残る柱一三根を「検知」している(秋・一六ノ一九一)。

以上橘守金弓は(6)告朔関係の運材に現場監督としての役割を終始はたしたことが知れる。

道豊足(領、造東大寺司未選カ、姓君、越前国本貫(勞・五ノ二七五))は二月には田上、三月上旬は足庭に領としての上役であったが、三月一三日壞運料の米などを金弓とともに道豊足に附して進送しており(公・一五ノ一六四)、三月二日に領道豊足に禄物(緇、布) 価一〇〇文を支給(班給注文・五ノ一四六)、同二三日には金弓あての錢を道豊足、穂積河内等に附して下充(公・一五ノ一七三、錢・五ノ三五八)。同二六日付三月上旬日解には領道豊足上日二八、上夕二七とあり(公・一五ノ一七六)、四月上旬日解には上日二九、上夕二八とある(公・一五ノ一九三)。同二八日には(6)告朔に金弓とともに署名しており(6)・一五ノ四六二)、三月一三日以降、(6)告朔期間中は金弓とともに(その下で?)、甲賀山作所運材のための領としての役割であろう。他に領的役割として記録されるものはいない。

一般的に領の現場での役割は、本部連絡、渉外、生産用具の出納、生産者の食料ほか経費の出納、人員の出入、勤務日数の記録などをおこない、一定期間の告朔を本部に報告する事務的職務をおこなうものであり、事実各告朔解にみるように、それぞれの掌握・記録は十分におこなわれている。また「木工并役夫等催使」うものでもあった(田上山作所正月告朔解・五ノ八三)。すなわち(5)告朔には長上とともに不役と記載されるが、これは春季告朔の記載から、また(5)告朔と田上告朔との記載の相違から、田上同様作材運材を指導する現場監督的役割であった。すなわち物資の請用とともに本部よりの様、員を示す作材指示、運材内容日程指示に従って、山作所で作材運材の監督、指導をしたのである。

(二) 長 上 工

宝字五年二月二三日、造東大寺司は長上船木宿奈万呂（造東大寺司長上、従六位上、姓直（勞・一五ノ三三七）を木工三人、仕丁三人および副食物、食器、舗設などとともに石山に下すことを記す（造寺司牒・四ノ五二五）。この副食物等の雑物は二月二八日に酢一斗、移文一紙をのぞき石山に収納された記録がある（雑納・四ノ五三七）が、長上工は二月二六日には副食物、食器、舗設（醬二升、末醬五升、酢澤五升、菹二斗六升、海藻一〇連、大筍六合、杓一柄、木盤一〇口、麻笥一口、蓆二枚、葉薦二枚）をたずさえて甲賀山作所に向った（甲賀山作所解・四ノ五二六）。(5)告朔にも二六日にこの副食物のうち菹一斗（附長上船木宿奈万呂自庄請）、海藻一〇連を収納とする（(5)・五ノ八六）。

一二月二七日、丹波広成の請銭解（四ノ五二七）により、山作所神祭および祭雑用料買物等価として幣帛価六二文など計一九四文の下給があり（錢・四ノ五三三）、二七日頃風習にしたがい山作所神祭（山口祭）がおこなわれ、長上工もそれに参加したものであろう。

(5)告朔に長上工の甲賀山での上役単九人とする（(5)・五ノ九三）。一二月二六日（または二七日）より九日間として翌一月五日（または六日）まで甲賀山作所に上役したと思われる（一二月は二九日まで）。この九日間の上役内容は不明だが、田上山作所の場合で上役七日（一日は山入日のため不役、計単八人）は、「木工等の作物を教え廻る」（田上正月告朔・五ノ八三）とあり、甲賀の場合領とともに見役のなかに入れていないが（(5)・五ノ九三）、これは春季告朔の記載から（五ノ一八一）、また甲賀と田上の告朔解この項の記載の相違から、田上同様の見役内容とみて司木工、雇・様工の作材などを指導したものであろう。

また(5)告朔には、二月五日付(5)告朔に領橋守金弓とともに長上船木宿奈万呂の署名があり（(5)・五ノ九四）、この期間の甲賀山作所での作業（作材・運材）に何らかの領的役割をはたしたことを推察させる。

また所要物資で請米二〇石九斗三升八合のうち一石五斗は長上工の私米を「便借用」しており（(5)・五ノ八六）、別当安都雄足が私米を造営事業に貸しつけて、造石山寺所の財政運用のなかに造寺司官人の私経済活動が生きていると吉田孝氏が

指摘された別当の役割に通じるものがある。^③

以上の長上工の作材指導、領的役割、私米調達は、長上工が番上工以下の技術、非技術生産者とは区別された指導的な責任ある役割として重視したいが、しかしこのことにより長上工が全造営過程のなかで、それぞれの現場で技術指導的役割をはたしていたと積極的に評価することはできない。先に拙稿でみたように、甲賀や田上の作材の最初の過程では、以上のような技術指導的役割が認められたが、足庭作としての石山造営現場の経過では、むしろ番上工以下の木工とともに必要に応じた召集使役の動きを示して、とくに造営内容に一貫した指導的役割をはたした形跡はない。

造石山寺所という中小寺院造営組織での技術生産者の長として、技術生産組織と生産者を掌握して、全造営過程での技術的内容を指導しているとはいいたい。しかし甲賀・田上での作材最初の過程での、部分的にせよ技術指導的役割については、長上工がはたして技術生産者として、事前に設計、計画の過程に入っていたかという問題とともにその内容をあきらかにしていきたい。

(三)、番上工、未運工

(5) 告朔で木工の労働力構成は、司木工八七人、雇工一一人、様工一六八人計二六六人で、その内訳は作雑材木二五三物二三三人、雑役三三人（於山可作木求定四人 自庄於石山寺運漕古屋雑材木六人、自奈良并勢多庄於山作所往還使類三三人）とする。春季告朔に、作材工として司工五四人、雇工（雇・様工）一七九人とするから、司木工八七人の内訳は作材五四人、雑役三三人とみなされるであろう（春・五ノ一七五）。二二日間としてのべ八七人故、少なくとも四人の司木工の存在が必要となる。

前記宝字五年一二月二三日牒に、造東大寺司より造石山寺所へ長上工、仕丁三人、雑物とともに木工三人（額田部酒人、丈部真犬、県主石敷）を下した（造東大寺司牒・四ノ五二五）。

しかし実際には翌一月七日牒により、長上工のほかは木工穂積河内、文部真犬、県主石敷の三人であつたらしく、額田部酒人は作物あるにより、甲賀深万呂を替りとして派遣した（造東大寺司牒・五ノ一一二）。

(5)告朔には、雑用料としての木工食料に、甲賀深万呂、穂積河内に計四斗、丸部男公に一斗二升八合計五斗二升八合の用途を示す（同・五ノ八九）。

したがってこの期間甲賀山作所に上役した司木工を、穂積河内、文部真犬、県主石敷、甲賀深万呂、丸部男公の五人とみて、それぞれの期間を求めれば、不確定ながら表Ⅵのようになる。

すなわち河内、真犬、石敷、男公は、一月二八日付正月上日解にそれぞれ三〇日とあり（公・一五ノ一四五―六）、一月は一月一四日まで、それぞれ甲賀に一四日間上役。うち河内、真犬、石敷は、一月七日牒に長上工とともに「以先日令向己訖、未来此所」として（造東大寺司牒・五ノ一）、七日現在石山に到着していなかったことを示すが、上記正月上日解、また一月二六日以降の長上工の動向により、一月二三日造寺司牒のとおり、二三日前後には甲賀にあつて上役したとみる。男公は一月一日頃よりの上役とする。深万呂は正月上日二三日、および一月七日牒により、一月八日より一四日まで七日間の上役とする。

以上五人は、丸部男公（造東大寺司番上工、少初位上、近江国本貫（勞・一五ノ二四〇））、甲賀深万呂（造東大寺司番上工、少初位下（勞・一五ノ二四〇））の番上工、穂積河内（造東大寺司未選、無位、美濃国山方郡本貫、四三乙（勞・一五ノ二四〇））、文部真犬（造東大寺司未選、無位（勞・一五ノ二四〇））の未選工であり、石敷は不明だが、一月二三日真犬とともに作物不能故替りを請われて（公・一五ノ一四二）、秦広津（造東大寺司未選、無位（勞・一五ノ二四〇））と交替しており、（造東大寺司牒・五ノ七六）、同じく造東大寺司未選工ではないか。

以上番上工二人、未選工三人とするが、一月七日牒に石山の請に対して、河内、真犬、石敷を送ったとき、大僧都（良弁）の宣を被るに、木工は僅かであるから彼所（造石山寺所）で雇役すべし、この事情を察してさらに木工等を請うべからず、

といっており（造東大寺司牒・五ノ一―二）⁷、司木工不足故石山寺などの配下中小寺院造管では、とくに作材の過程で未選工、さらに雇工、様工が主要な労働力となっていることを示すものであろう。

作材五四人、雑役三三人に従事した具体的な人名、期間、およびその具体的な経過は確定できないが、雑役のなかに「於山可作木求定、四人」（または「可作材求定、四人」（卷・五ノ一八二）、「材求定、四人」（秋・一六ノ一八九））とあり、おそらくは長上工とともに（その下で）、作るべき材の選定をおこなったものであろう。

作材は五四人だが、雇・様工計のべ一七九人が中心となっており、司木工は「運漕古屋雑材木、六人」、「往還使、二三人」（秋季告朔は「自奈良并庄及石山往還使、二九人」（秋・一六ノ一八九））の雑役にたずさわり、雇、様工は作材にのみ使役されたことに注目しておきたい。

そのほか職能（使役）の特徴として、一月二三日真犬、石敷は作物不能故交替を請われたが（公・一五ノ一四二）、同二九日、真犬は造食堂所のものをつねに作るにより、真犬を除けば相替るべき人なし、として許されず、石敷のみ秦広津と交替していることから（造東大寺司牒・五ノ七六）、技術的点検をうけていること、また前記一月七日牒の酒人作物あるにより深万呂派遣とともに、造東大寺司作事との間の流用がおこなわれていること、また前述とあわせて司木工不足の事態であることが知れる。また鉄工の場合でみるように、工具は木工自身が調達するのではなく、官工房（造寺司・所）で調達、修理がおこなわれていることなどがあげられ、その他の田上、足庭での造管過程からみても、作事の進行にしたいが、必要に応じた召集、使役の実態であると思われる。⁸

(四)、雇工、様工

(5) 告朔の期間に、日雇工のべ一人と記載する。おそらく一人の雇木工一日間の上役であろうが、人名、期間は不明である。様工とともに作材にのみ従事した。前記一月七日牒に、牒木工は僅かであるので、彼所（石山）で雇役すべし云々、という造東大寺司大僧都良弁の宣があったが、この場合の「雇役」とは次の様工も含めたものと思われるが、事実石山寺

造営の労働力の中には、雇工、様工が多数を占め、重要な存在となった。

甲賀では一人だが、田上山作所では一月（司工二八人、雇工四一人、様工八〇人）、二月（司工一五人、雇・様工一八八人）、三月（司工二五人、雇工二一人）、四月（三月二五日―五月一八日）、雇工二九九人）で、司工、雇・様工のうち、様工を含めた「雇工」は、甲賀六七・三％、田上九二・三％となり、とくに作材の過程では雇工、様工の占める率は高い。全造営過程、全労働力の中では、雇・様工のべ一、四三六人（二一％）で、司木工のべ一、一八九人（九％）を上廻る。

銭用帳の記載で、福山博士によると、雇木工は一月―七月まで存在し、二・三・四月には毎日六―八人が労役に服した計算になるとされたが（前掲論文第三三表）、宝字六年三月一三日付「消息」には「造寺雇役の工夫等、山並に足庭作、毎日六十人已上百人已下は必ず之を雇役す、よって先に請う所の銭米菜等は用い尽し畢る」といい、もしさらに食料等を充給されないならば、作手必ず停止し、「常より雇役の人等、皆悉く散り往かば、恐くは又さらに雇い、寄せ難らん」という（公・一五ノ二六五―六）。この六〇―一〇〇人とは雇夫を含めた数であり、また文章全体が食料充給のための誇張された表現になっているが、造石山寺所に「常より雇役する人」である特殊な雇傭関係を結んだ工、夫がいたことを示すものであろう。八世紀中葉寺院造営労働力に、雇役工・夫が主要な役割を示したことを注視したいが、この時代の「雇役工」について、これをすでに自立化した工人の存在とみる訳にはいかない。この時期の「雇役」とされる場合に、専属工人あるいは官人でありながら「雇役」される場合があるからである。

たとえば画工の場合として、石山寺佛像彩色に上樞万呂の請により、雇役日功銭四〇文で一〇日間「雇役」された雀部浄人は（公・一五ノ二三三）、「式部位子」であり（大仏殿廂絵画師作物功銭帳・四ノ三五四）、また宝字六年九月造石山寺所より「雇夫功料」二〇文をうけた画師簀秦豊次は（銭・一五ノ四四四）、無位の「画工司画部」であり（西南角領解・四ノ二二七）、近江国犬上郡斐田郷を本貫とする簀秦画師と同族とみられるから、自立化した画工の存在とはみなされない。

木工の場合でも、宝字六年二月一六日造石山寺所より造物（仏）所へ、木工阿刀兄万呂、服（部）広国は、作物終るにより

功銭日別一六文計四八〇文を付して返上され、さらに「以件銭、其替可雇役」とされたが(公・一五ノ一五三―四)、兄万呂は宝字四年に仏工らとともに、東大寺写経所に丈六観音像の造立に参加した造東大寺司造仏所関係の木工と思われ(奉造丈六観世音菩薩料雑物請用帳・四ノ四二三)、広国は宝字四年法華寺阿弥陀浄土院造管に参加した造東大寺司専属木工と思われる(作金堂所解案・一六ノ三一一)。

このように専属工(官)人でありながら、何らかの理由で(上番期間外に使役される場合、または他の部門の作事に流用される場合など)「雇役」されることがある。

「雇役工」を一般的に過大評価することはできないが、少くとも造石山寺所甲賀・田山山作所の場合では、あきらかに木工と区別された扱いであり、また司木工不足の事態であることから、造寺司専属ではない雇役木工の発生として、次の様工とともに、作材過程での主労働力としての役割、その存在基盤をあきらかにしていきたい。

様工はのべ一六八人で、(5)告朔の作材労働力中の七二・一% (司工のうち、作材は五四人)、全労働力(領―雇夫)中三〇・三%をしめる。期間中少なくとも八人の存在と思われるが、具体的な人名、上役期間は不明である。

様工は先述のとおり広い意味での「雇工」に入り、功銭の支払われる「雇役」の形であり、春季告朔、秋季告朔では、雇工として一括して記載されるが、作材現場などでは先の狭義の雇工とは区別された扱いをうける。

すなわち(5)告朔では、雇工と様工とは区別された記載であり、散役、功銭・功食支給に、また田上山作所正月告朔解には、作材内容に司工、雇工、様工の内訳を記載している(田上告朔・五ノ七八―八〇)。甲賀での作材内容は不明だが、先の雇工とは区別された「雇役」のグループであろう。

様工とは「様」の意味から型、模型をつくる^①とも、あるいはすべてに通じ、請負工の意味をもつとも解されて^②、その実態は不明な点が多い。直木孝次郎氏は、檜皮葺様工の場合で浮浪人長にひきいられる浮浪人的なグループではないかとされている^③。甲賀作材の場合でも、その労働力の占める率から、むしろ作材をおこなう下部労働としての請負的な存在では

ないか。様工の請負工としての性格については稿を改める。

功銭支給で、(5)告朔に残銭二七一文を「即充且様木工」とあり(5・五ノ八八)、檜皮葺様工と同じく、長(責任者)を通じた一括した支払いのようにみえるが、これは(6)告朔に記載する、様工二六八人功二貫五五七文の功銭支給にくり入れられたものであろう。その際、三七人別一六文、一三一人別一五文の支給量の差は、先述した一日二四日「符」にみられる技術の上下によったものと思われる。

(五)、鉄 工

鉄工(雇工)のべ六人、「修理雜刃器等銚手銚餅等」とする(5・五ノ九三)。木工が作材に使用する工具の修理にあたった。人名、上役期間は不明。

一月四日に石山より鉄工を請うたが、一月七日牒に鉄工は条々(僅かに)一人あり、故に向わしめるを得ずとあり(造東大寺司牒・五ノ一)、一月七日頃以降に山作所で鉄工一人を雇役しているものである。この修理雜刃器等のために、和炭二石を仕丁二人で焼運んでいる(5・五ノ九四)。

甲賀では工具修理のみであったが、田上や足庭では司鉄工が料鉄の下給をうけて、多数の鉄物とともに、銚、銚、手斧、鎌などの工具類を製作、修理している(秋・五ノ三三八―四一)。

木工自身が工具を所有しているものではなく、工具製作、修理の分業が現場でも成立している。さらに司鉄工ではない「雇役工」とすれば、造営事業の周辺に鉄工という職種の雇工も存在していたことになる。

雇工功銭としては、人別二五文計九〇文が支払われた(5・五ノ八八)。

(六)、仕丁・雇夫

(5)告朔では仕丁のべ一六九人、不役仕丁(病)三人、雇夫五三人で見役計二二二人、不役三人である。仕丁はこの期間

中少なくとも八人、雇夫で三人以上が必要であろう。

宝字五月一二月二三日牒は、長上工、木工三人とともに、仕丁（三人額田部広浜、私部広国、葛木古万呂）を石山に下さすことを記す（造寺司牒・四ノ五二五）。時期的にみて石山より甲賀に派遣されたものか。また宝字六年三月一〇日造石山院所解は、額田部広浜、私部広国、春米水取、土師嶋足以上四人の一二月、正月、二月の月養物を請い、宇治部乙万呂、守部古万呂は二月の月養物を請うている（公・一五ノ一六二）。以下一二月末、一月に上役と名がみえる仕丁をみよう。

額田部広浜（仕丁、播磨国美芸郡横川郷戸主額田部真嶋戸口（造東大寺司解・一五ノ二五七）は、宝字六年一月一五日付、造石山寺所解に立丁としてみえ、ほか四人の厮丁とともに、寺家に向い国養物を請わんとするが、「所大忙」により進上するを得ずとい（公・五ノ三四一五）、同二九日造寺司より他の仕丁二人とともに国養物人別六〇〇文を支給された（造東大寺司牒・五ノ七六）。また二月三日食物用帳に正月上日三〇日、所役半食残米として黒米二斗四升を下支給されている（食・五ノ一〇）。三月一〇日解からみても、一二月二三日頃派遣され一月前半は甲賀に上役したのではないか。

私部広国は一月以降造石山寺所で田上山作所の運搬に働いたが、月養物請により一二月よりの存在が知られ、二月三日食物用帳に、正月上日三〇日として広浜と同じく黒米二斗四升を下給されており（食・五ノ一〇）、一二月末より一月前半は甲賀関係か。

葛木古万呂は、先の一月一五日解にみえる厮丁守部古万呂（尾張国仕丁（五ノ七六））と同一人か、とみられており（福山博士前掲論文三九一頁）、三月一〇日解には二月料のみの請だが、一月二九日国養物錢六〇〇文をあてられており（造東大寺司牒・五ノ七六）、一月一五日前後も上役とみて、甲賀で厮丁として上役か。

ほかに一月一五日解にみえる者は、敢石部浄万呂、土師嶋公、宇治部乙万呂、笛吹申万呂である。

敢石部浄万呂は「食堂所仕丁」とあるが、一月五日に逃走したので、その替りを請われて（公・五ノ三四）、同二〇日には、その替り未だ到来せずよって請うとしており（公・五ノ三六）、同二三日に至って仕丁大田部石床が遣わされた（造東大寺司

牒・五ノ六九）。一月五日までは甲賀に上役か。

ほかの三人は廝丁だが、「所大忙」により、国養物を請いに寺家に向わしめるを得ず、とされるものである。

土師嶋公は土師嶋足（仕丁、石見国爾麻郡都智郷戸主土師当麻戸口（造東大寺司解・一五ノ二五七））と同一人と思われるが、一月一八日食物用帳に、正月半食残米として黒米二斗四升（日別八合）を支給されており（食・五ノ七）、三月一〇日解に一月二日より二月までの月養物を請われている（公・一五ノ一六二）。

宇治部乙万呂は宇遅部古万呂と同一人と思われるが（前掲論文、三八七・三九一頁）、備前国仕丁であり（造東大寺司牒・五ノ七六）、月養物請には二月料のみだが、二月七日食物用帳に正月半食残米として黒米二斗四升下給（三〇日分）（食・五ノ一一）、また同二六日に正月上日五箇日料として黒米一斗（日別二升）下給され（食・五ノ一六）、一月二九日国養物として錢六〇〇文をあてられており（造東大寺司牒・五ノ七六）、少なくとも一月初からの上役であろう。笛吹申万呂にはこれ以外の史料はない。このほか春米水取が二月よりの月養物を請われており、二月三日食物用帳に、仕丁正月上日三〇日、半食残米二斗四升下給とあり（食・五ノ一〇）、一月前日に甲賀上役か。

以上宝字五年一月より六年一月の間に、造石山寺所に上役したと思われる仕丁（立丁、廝丁）八人の人名をあげた。彼らのはたして甲賀山作所の作事に従事したかどうかは確証がない。だが田上山作所での本格的な作事は一月中旬以降、足庭では一月下旬以降として、以上の人々を(5)告朔の期間での甲賀山作所上役としておきたい。(5)告朔での雇夫のべ五四人の実人員、人名、上役期間は不明である。

(6)告朔では仕丁のべ三九人、雇夫のべ一七五人計二一四人である。期間中少なくとも仕丁一人、雇夫五人はいよう。

仕丁は他田玉万呂か。三月一八日甲賀山の材木運出のための夫食料を、甲賀運材領橋守金弓に充てたとき、仕丁他田玉万呂に附しており（食・一五ノ三八三）、ほかに三月、四月で甲賀関係の仕丁はないところから、玉万呂一人で物資運搬、使などに上役か。雇夫一七五名の実人員、人名、期間は不明である。

以上(5)・(6)告朔での仕丁、雇夫の労役内容についてのべる(表Ⅵ)。(5)告朔期間の労役内容は、春季告朔さらに秋季告朔にまとめて記される内容となるが、(5)告朔記載をとった。それぞれの労役内容にしたがった仕丁、雇夫の区別は「和炭二石焼運」二人が仕丁である(5)・(5ノ八七)ほかはわからない。

労役内容をわけると、作材関係として、「取檜皮六二冊」、「山作所借曹司作」、「和炭二石焼運」、運材関係として「運出雑材二四物」、「網料葛取二荷」、「自庄於石山運漕古屋雑材物」、雑役として「運自庄於山作料米」、「自奈良并勢多庄於雑物運及往還類」、「廝」、「物守」となる。

このうち仕丁は往還使、物資運搬、和炭焼運、料理などに、雇夫は主として運材、檜皮採取にしたがったか。

(6)告朔での労役内容は雇夫のみ示されているらしく、雑材運出関係の単一七五人で、運出運漕夫のべ一五八人(表Ⅰ・(6)での運材夫計と一致する)をはじめ、運ふ道をきりひらき、葛をとり、檜を編んだ。故に雇夫は運材等の実労働にしたがい、仕丁は使、物資運搬にしたがったか。

仕丁、雇夫のうち雇夫の割合は、甲賀(5)・(6)で五二・四%、田上で八二・六%、足庭を含む全体で七九・九%になり、非技術労働力の中でも雇夫の占める率は高い。雇工、様工とともに作材運材現場では主要な労働力となっている。

ここでも、仕丁が「雇夫」として使役されている例があきらかにされており、雇工とともに過大評価できないが、銭の活用による労働力結集方式と、造営事業をささえた雇傭労働力の存在として重視したい。

また運出の過程で、雇車による運搬があり、雇夫の中に桴工としての分業化があり、また先述した檜皮・樞樽調達、運出に役夫を使つての右兵衛物部東人の請負的な役割があったことは、八世紀中葉の以上のような寺院造営事業の周辺に、機能的な運用をおこなうための分業化が成立していたこととともに、雇傭労働力の中での請負的労働力の発生として注目したい。

以上「古代人名辞典」(竹内理三、平野邦雄、山田英雄氏編)の援用による、上役した各階層の実人員、人名、上役期間は、(5)・(6)告朔の期間に限ってその推定を表Ⅶで示す。

結

(5) 告朔の期間に、作工のべ二三三人(司工五四人、雇工一二人、様工一六八人)で、二五三物の作材、役夫のべ三一人で檜皮六二束の採取がおこなわれた。運材は、この期間木本より道まで、のべ四七物が役夫のべ一〇一人で運出されたのみで、他は(6)告朔の三月一三日にいたって運出始められ、木本より車庭、さらに三雲川津より琵琶湖をへて石山へ、のべ七四二物を雇夫のべ一六二人、積車(雇)一七両で運出運漕され、宝字六年四月二九日二二二物を、同七月六日までに柱九根を石山に収納した。檜皮は同二月九日五五束を収納した。

物資は主に造東大寺司より充てられたが、その調達に勢多庄のはたした役割は大きいと思われる。造営事業の中で、物資運用、調達、また労働力徴発に錢貨の活用がある。

この間での各階層の使役上の特徴とみられるものは、(一)、領は作材運材物資運用など、山作所の作事に現場監督的役割をはたし、とくに領橋守金弓が、甲賀山作所の全体、および関連の運材を主担当した。事務系下級官人だが、本部と連絡をとりつつ作事をすすめる重要な役割である。(二)、長上工は作材はじめの九日間、番上工以下の作材を指導したと思われる。(三)告朔に署名し、私米を調達するなど領的役割を示すが、枝術系工人の長として、はたして事前に設計計画の過程に入っていたのか、また全体の造営過程での枝術的指導性については問題が残る。(四)、番上工、未選工は、作材、雑役(作るべき材の選定や使など)にしたがったが、現場では枝術的点検をうけ、また造東大寺司作事との流用がおこなわれていること、工具は木工自身が調達、修理するものではないこと、および司工不足の事態から雇工にたよっていること、などがあり、総じて作事の進行にしたがい、必要に応じた召集、使役、流用であろう。(五)、雇木工、様工は作材にのみ従事したが、司工不足により、作材の過程ではこの広義の「雇工」が大きな役割をしめた。(六)、鉄工は司鉄工不足による雇工であり、木工の用具を修理した。(六)、仕丁、雇夫は檜皮採取、運材、雑役などの「非枝術労働」にしたがったが、仕丁は

主として物資運搬、使、料理などに、雇夫は運材などの実労働にしたがったらしい。雇夫は(6)告朔で五七・八%で、運出、運漕をおこなったが、その過程で雇車、桴工としての分業化がみとめられる。

以上要約したが、さらにこの経過にみられる造管組織運用と、労働力使役の性格についてのべると、㊦、作材、運材は、短期間に、機能的に、事務的に運用されている。このことは、事務的管理機構が整備され、機能的運用の方法が確立していることを示しているよう。たとえば、各告朔解にみるように、作業内容、労働力の把握、生産用具・物資出納の掌握、記録に、現場監督としての領の職能が確立していること、また作材について、各部材の寸法、数量を示した本部よりの指示にしたがい、領の監督のもとにすめられる体制ができてきていること、などにあらわれている。㊧、労働力使役の方法には、必要に応じた、必要な労働力の機能的運用がみられる。このことは、労働力の把握に、個別的人別支配がいきわたっていることを示しているよう。たとえば、作材、運材過程での作業別分業化に、それぞれ必要な労働力の配置が可能であること、また作材部門で、長上工、番上工、未選工、雇・様工と、技術の上下による階層別分業化ができており、技術の点検もおこなわれて、必要な労働力の投入が機能的におこなわれていること、また作業内容・量に応じた詳細な労働力の掌握、給付の人別支給の方法が確立していること、などにあらわれている。

以上の特徴は、寺院建築輸入以来、生産手段、労働力を一方的に所有する古代権力が、急速に発展させてきた生産機構の整備、技術・非技術労働力の組織化の結果であったとみられるが、同時に七六〇年代で、造石山寺所という中小寺院造管組織のばあいで見ると、つぎの点に注意したい。すなわち作材、運材労働力の大部分を、銭の活用によって、雇工・雇夫という雇傭労働力に依存し、とくにその中に、様工という請負工と推定される部分の発生、また檜皮、榼樽調達にみる、右兵衛物部東人の請負的役割などは、本来個別的人別支配による労働力把握をめざした、令制的生産関係とはことなる部分を、労働力の基盤にしていると思われるのである。ここでは、このような労働力を、作業別分業化の中にくみこんで、機能的運用をしていることをみるべきであるが、同時にこれにより進展する在地農民の手工業生産力の発展、分業化

は、やがて令制的生産関係をつきくずす要因になると思われるのである。様工をはじめとする雇傭労働力をつぎの課題としたい。

(註1) 一月二〇日造石山寺所解に、醬滓一石、末醬五斗、酢滓一石、糠二石、酢一斗、醬一斗を役夫等の食料として請うたが、その折、先日酢醬を請うたが部領使橘守金弓が漏墮し、残る所は各五升のみ、故にさらに請うといひ(公・五ノ三七)、一月二三日造東大寺司は、造石山寺所に、末醬、酢等を充遣し、ただし先に充て漏るる所は、石山にて徴填せよといひ(造寺司牒・五ノ六八)。

(註2) 宝字六年五月四日(一五ノ二〇一)、同五月一六日(一五ノ二〇六)には「散位少初位下」とある。

(註3) 吉田孝氏前掲論文。

(註4) 拙稿「造寺司木工について」(九州史研究)所収、第二章。

(註5) 深方呂は、一月二八日付上日解に誤りおとしていたとして、一月三〇日に、上日二三日を申送る(公・一五ノ一四六)。

(註6) 福山博士は、河内、深方呂、男公の三人は甲賀で作材に従事し、真犬、石敷の二人は石山(足庭)にあつたらしいとされたが(三七四頁)、ほかに二月一月初に存在する司木工の人名はなく、また単八七人により、この二人も甲賀での上役とみる。

(註7) 石山寺造営に対する良弁の役割については、拙稿「造石山寺所の造営過程Ⅱ—東大寺大僧都良弁の役割—」(日本建築学会九州支部研究報告、昭和四三・二二)

(註8) 註4拙稿。

(註9) 拙稿「奈良時代の画工についての一考察」第一章(九州史学一四号)。拙稿「造石山寺所の造営過程Ⅲ—仏堂仏像制作・彩色経過—」(長崎造船大学研究報告第九号)。

(註10) 平野邦雄氏「手工業」五、律令制下の生産、労働組織(体系日本史叢書一〇「産業史1」第三章)。

(註11) 直木孝次郎「様工に関する一考察」(続日本紀研究、九ノ一二)。同氏「様工と浮浪」(続日本紀研究、一〇ノ二・三合併号)。

(註12) 弥永貞三氏「仕丁の研究」(史学雑誌、六〇編四号)。

青木和夫氏「雇役制の成立」(史学雑誌、六七編四号)。

小稿「二、作材・運材労働力」のうち、「作材労働力」の部分は、発行者の了解を得て、左記拙稿を補正しつつ構成した。

拙稿「造石山寺所の造営過程(Ⅰ)—甲賀山作所での作材労働力—」(長崎造船大学研究報告第八号、一九六七・一〇)。

(一九六九・一〇・一五)

表 I

作 材										運 材														収 納																																		
作 材 内 容 (5)告朔, 春季告朔, 秋季告朔, 材納帳 および福山博士第3表による。										(5) 告 朔							(6) 告 朔							材 納 帳 ほか																																		
名 称	員 数	大 き さ (尺)			単 積 (立方寸)	全 積 (立方寸)	工1人の 作 材 積	1材の 作 工	作 工 計	員 数	長(尺)	1材の 運 夫	1日運 回 数	運 夫 計	員 数	長(尺)	1材の 運 夫	1日運 回 数	運 夫 計	木本→車庭		車庭→川津		川津→甲賀郡下		川津→樺前村		川津→石山(樺前→石山)			員 数	大 き さ (尺)			収 納 日	出 典																						
		運 材 計	運 夫 計	運 材 計																運 夫 計	運 材 計	運 夫 計	運 材 計	運 夫 計	員 数	長(尺)	運 夫 計	員 数	長(尺)	運 夫 計		長	広	厚																								
柱	14根	15	本径 1.2	末径 1.1	15,600	218,000	7,800	2人	28人	14根	15	9人	3度	57人	14根	15	12人	6度	38人	表	表	8根	2人	8根	3人	9根	—	4人	9根	—	—	—	宝字6・7・6 カ	食・15=423-4 銭・5=363																								
	2根	13	1.2	1.1	13,500	27,000	9,000	1.5人	3人																										2根	13	2根	13	2根	13	2根	13	2根	13	2根	13	2根	13	2根	13	2根	13	2根	13	2根	13	2根	13
	6根	17	1.2	1.1	17,700	106,200	8,850	2人	12人																										3根	17	3根	17	3根	17	3根	17	3根	17	3根	17	3根	17	3根	17	3根	17	3根	17	3根	17	3根	17
柱料桁	6枝	11	0.7	0.7	5,400	32,400	5,400	1人	6人	5枝	11	(3枝)2人 (2枝)2人	3度 2度	2人 2人	4枝	11	2人	4度	2人	表 II	表 III	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																							
桁(直)	7枝	23	0.8	0.7	12,900	90,300	6,450	2人	14人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
(直)	6枝	27	0.8	0.7	15,100	90,600	7,550	2人	12人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
(直)	6枝	19	0.8	0.7	10,600	63,600	5,300	2人	12人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
(屍)	2枝	21	0.8	0.7	11,800	23,600	7,850	1.5人	3人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
角木(屍)	4枝	20	0.8	0.7	11,200	44,800	7,470	1.5人	6人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
架(直)	140枝	16	0.3	0.3	1,440	288,000	2,160	2/3人	137人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
(屍3寸)	60枝	16	0.3	0.3						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
計	253物	—	—	—	—	984,500	(平均) 6,780	—	233人	24物	—	—	—	61人	23物	—	—	—	40人																	231物	68人	254物	50人 17回	8根	2人	8根	3人	241物	—	—	—	—	—	—								
桧皮	62捆	—	—	—	—	—	—	—	1/2人	31人	—	—	—	—	—	—	—	—	—																	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									

表 II

木 本→車 庭				
名 称	員 数	長(尺)	1材の 運 夫	1日運 回 数
柱	3根	17	9人	4度
桁(直)	1枝	27		
桁(直)	5枝	27	9人	5度
桁(直)	7枝	23	(5枝) (4枝) (4枝)	4度
桁(直)	2枝	21		
桁(直)	6枝	19	5人	6度
角木(屍)	4枝	20	6人	5度
架(直)	192枝	16	(1人)	8度
架	8枝	16	(1人)	5度
柱料桁	2枝	11	—	—
計	231物	—	—	—

表 III

車 庭→川 津				
名 称	員 数	長(尺)	1材の 運 夫	1日運 回 数
柱	14根	15	11回別2根	7人
柱	2根	13		
柱	6根	17	—	—
柱料桁	6枝	11	2人	6度
桁	5枝	23	7人	5度
桁	2枝	23	(6枝) 6人	6度
桁	7枝	19		
桁	2枝	21	(5枝) 6人	6度
角木(屍)	4枝	20	6人	5度
架	104枝	16	(1人)	7度
架	96枝	16	—	—
計	254物	—	50人 17回	—

表 VI

(5) 甲賀山作所告朔解 (宝字5年12月22日—宝字6年1月14日)										(6) 甲賀山作所告朔解 (宝字6年3月13日—宝字6年4月25日)								
職名	人名	所属	身分	官位	本貫	宝字 5.12.22—宝字 6. 1.14						単(見役%)	労役内容	人名	所属・身分・本貫	単(%)	労役内容	
						22	25	29.1	5	10	14							
将領	橘守金弓 秦足人 三嶋豊羽 勝屋主 丹波広成	造東大寺司 文部省 左大舍人寮 (造東大寺司)	番上 位子 舍人 番上	少初位上 無位 少初位上 外散位 少初位上	近江 犬山城 撰津 美濃	[Bar chart showing periods for various individuals]						51人 (9.2)	(「木工并役夫等催使」)	橘守金弓 道豊足	左同 (造東大寺司・未選) 越前国本貫	89人 (29.4)	(運材領)	
長上工	船木宿奈万呂	造東大寺司	長上工	従6位上	—	[Bar chart]						9人 (1.6)	(「教廻木工等作物」)	ナシ		ナシ		
司木工	甲賀深万呂 丸部男公 穂積河内 丈部真犬 県主石敷	造東大寺司 造東大寺司 造東大寺司 造東大寺司 (造東大寺司)	番上工 番上工 未選工 未選工 未選工	少初位上 少初位上 無位 無位 —	— 近江 美濃 方 —	[Bar chart]						87人 (15.7)	○作材 54人 ○雑役 33人 ・於山可作木求定 4人 ・自庄於石山寺運漕 6人 ・古屋雜材木 23人 ・自奈良并勢多庄於山作所往還使類		ナシ		ナシ	
雇木工	(1人?)					[Bar chart]						11人 (2.0)	作材	ナシ		ナシ		
様工	(8人以上?)					[Bar chart]						168人 (30.3)	作材	ナシ		ナシ		
鉄工(雇)	(1人?)					[Bar chart]						6人 (1.1)	修理雜刀器等	ナシ		ナシ		
仕丁	額田部 広浜 私部 広国 葛木 古万呂 土師 嶋公(足) 宇治部 乙万呂 敢石部 浄万呂 春米 水取 笛吹 申万呂	— — — — — — — —	— — — — — — — —	— — — — — — — —	播磨 美芸 — — 石見 郡都 備前 — — —	[Bar chart]						見役 169人 (30.5) 不役 3人	○見役 222人 (取捨皮62冊(人別2冊) 31人 運出雜材24物 101人 和炭2石燒運 2人 網料葛取2荷 2人 自庄於石山運漕古屋 11人 雜材物 6人 運自庄於山作料米 3人 山作所借曹司作 3人 物守 23人 斫 40人 自奈良并勢多庄於雜物運及往還使 ○不役(病) 3人	他 田 玉万呂		39人 (12.9)	(物資運搬, 使)	
雇夫	(3人以上?)					[Bar chart]						53人 (9.6)		(5人以上?)		175人 (57.8)	・編桴湊 7人 ・桴葛6荷(人別1) 6人 ・山雜材木運道切 4人 ・材木運并編桴 158人 漕下類	
計	32人以上?					[Bar chart]						557人 (見役554人)		8人以上?		303人		

内, 推定上役期間, ×印逃亡

表 IV

請 (収納)				用 (支出)		
名称	数量	収納日	調達先	数量	用途	備考
錢	6貫 9貫	宝字 5.12.19 宝字 6. 1. 1	庄 庄	11貫 268文	黒米18石7斗8升	石別 600文
				387文	塩 5斗1升5合	
				49文	菹 1斗8升	
				32文	粉酒 4升	升別 8文
				30文	槽 1口	
				17文	櫛 1合	
				17文	折櫛 2合	
				11文	麻笥 1口	
				4文	小笥 2合	
				800文	釜 1口	
				10文	凡紙 10帳	
				1貫 339文	桧皮 168冊	4尺21冊10文, 3尺147冊7文
				255文	雇工 17人功	人別15文
610文	雇夫 53人功	40人別12文 13人別10文				
計	15貫			14貫 829文		(残・171文)
米	18石7斗8升 6斗5升8合 1石5斗	— 宝字 5.12.18 —	買 庄 長上工私米 便借用	1斗8升	長上 9人料	人別 1升2合
				6斗1升2合	領 51人料	人別 1升2合
				1石5斗6升2合	司木工 87人料	73人別 2升 9人別 8合 5人別 6合
				2斗2升	雇工 11人料	人別 2升
				1斗2升	鉄工 6人料	人別 2升
				2石 2升2合	仕丁 172人料	165人別 1升2合 7人別 6合
				1石 2升8合	雇夫 53人料	45人別 2升 8人別 1升6合
				3石3斗6升	様木工 168人料	人別 2升
				7斗4升	三雲より川津漕樽205村 雇夫 36人食料	人別約 2升
				5升6合	送樽領1人雇夫2人計3人 3箇日, 単9人料	人別約 6合
				1石6斗8升	仕丁7人 正月半食料	人別 2斗4升
				5升8合	正月1日頼給仕丁等	
5斗2升8合	木工等食料	2人別 2斗 1人別 1斗2升				
計	20石9斗3升8合			12石 9升4合		(残・8石8斗4升4合)
海藻	10連 20連	宝字 5.12.26 宝字 6. 1. 1	庄カ 庄カ	30連	540人料	人別 1両 (用尽)
滑海藻	4嶋	宝字 6. 1. 1	庄カ	4嶋	192人料	人別 1両 (用尽)
末醬	2斗5升	宝字 6. 1. 1	庄カ	2斗1升5合	430人料	人別 5勺 (残・4升5合は「即返」 上司)
菹	1斗8升 1斗	宝字 5.12.26	買 附長上船木 宿奈万呂自 庄請	2斗8升	280人料	人別 1合 (用尽)
酢 滓	3斗5升	宝字 6. 1. 1	庄カ	3斗5升	350人料	人別 1合 (用尽)
塩	5斗1升1合	—	買	1斗	500人料	人別 2勺 (残・4斗1升5合. 1升5合石山寺入申奉 是人. 4斗司返上.)
粉 酒	4升	—	買	4升	山口神奉料	
凡 紙	10帳	—	買	10帳	用祭祀神公文料	
和 炭	2石	—	仕丁焼	2石	用尽修理雑刃器料	
桧 皮	168冊 62冊	— —	買 令採	230 冊		宿右兵衛物部東人所
槽 櫛 折 麻 小 釜	1口 1合 1合 1口 2合 1口	— — — — — —	買	左 同	(料理, 食器用)	「已上6合物即返上司」

表 V

請 (収納)				用 (支出)		
名称	数量	収納日	調達先	数量	用途	備考
錢	272文 4貫 4貫	— 宝字 6. 3.13 宝字 6. 3.23	2月5日申 用残 石山寺政所 司カ	990文	米 1石2斗5升	5升・390文 7斗5升・600文
				60文	塩 4升6合8勺	升別 13文
				40文	海藻 5斤	斤別 8文
				160文	粉酒 1斗6升	升別 10文
				12文	凡紙 15枚	
				2貫 752文	雇夫 175人功	23人別 14文 50人別 15文 100人別 16文 2人別 40文(釋工)
				2貫 557文	様工 168人功	37人別 16文 131人別 15文
				1貫 255文	雇車 17両功	
計	8貫 272文			7貫 826文		(残・446文)
米	8石7斗6升2合 1石2斗5升	— —	2月5日申 用残 買	5石	板屋運使僧鏡宝充	
				1石5斗	領并仕丁 125人料	人別 1升2合
				3石5斗	雇夫 175人料	人別 2升
計	10石 1升2合			10石		(残・1升2合)
海藻	6斤12兩 5斤	宝字 6. 3.18 —	司カ 買	11斤12兩		(用尽)
塩	7升 4升6合8勺	— —	司 買	7升	雇夫 175人料	人別 4勺
				4升6合6勺	領并仕丁 125人料(?)	人別 4勺
計	1斗1升6合8勺			1斗1升6合6勺		(残 2勺)
醬 滓	2斗	—	司	2斗		(用尽)
酢 糟	1斗	—	司	1斗		(用尽)
粉 酒	1斗6升	—	買		(役夫支給力)	
凡 紙	15帳	—	買			

An Observation on the Labour Power for Building
Temples in the Middle of the 8th Century
—The Case of *Zō-Ishiyamaderasho-*
Kōgasansakusho—

Yoshitaka OKAFUJI

The object of this article is to illustrate the contents, the process and the materials in the works of sawing and conveying and to make clear how the men of each class were made to work at *Kōgasansakusho* 甲賀山作所 as the first work of the building of Ishiyamadera from the end of 761 a. d. to the next August. I intend to observe through such concrete contents on the process of the organization for building temples, and the structure and the functions of the labour power.

Between December 22, 761 and January 14, 762, 253 pieces of logs were cut by 233 mandays of *Sakukō* 作工 and 62 armfuls of *Hiwada* 檜皮 were gathered by 31 mandays of *Ekifu* 役夫. 47 pieces out of them were carried part of the way by 101 mandays of *Ekifu* and between March 13 and April 25, 762, the rest (742 pieces) were carried on 17 *Sekisha* 積車 and on rafts from Kimoto 木本 to Ishiyama by way of *Shatei* 車庭, *Mikumogawatsu* 三雲川津 and Lake Biwa by 162 mandays of *Kofu* 雇夫. As the result, 232 pieces had been received by Ishiyama by April 29, 9 pillars, by July 9 and 55 armfuls of *Hiwada* by *Zōtōdaijishi* 造東大寺司 and *Setashō* 勢多庄 played an important part for this purpose. In addition, coins were used for the supplies of goods and the labour power.

The characteristics of this process are these: First, *Chōjōkō* 長上工 directed the cutting and sawing of wood at the beginning but afterward, according to the direction of the head-quarter (*Zō-Ishiyamaderasho Mandokoro*), *Unagashi* 將領, chief of

the construction site undertook the task of cutting and transporting wood, or collecting materials. Second, *Banjōkō* 番上工 and *Misenkō* 未選工 were also engaged in gathering and other works required in process of construction. Third, *Tekko* 鉄工 was hired to repair the instruments of Mokko (carpenters). Koeki labour power, for instance, *Kokō* 雇工 and *Tameshi-kō* 様工 engaged in sawing and cutting wood, and Kofu in conveying and other jobs, was large because of the shortage of *Shikō* 司工 and *Jichō* 仕丁. We need not over-estimate *Koeki* 雇役, but we cannot neglect it as well as the circulation of coins. Moreover, in transporting, the labour was divided into Kosha and rafters. And the works of supplying materials such as *Hiwada* and *Sugikure* 榼樽 were also divided by contract.

To sum up, the general arrangement of temple-building had been made beforehand, and the sizes and the numbers of timbers had been allotted before cutting wood. Thus this temple-building was a typical pattern of this period in the Kinai district, because there were systematic construction and function of employment in labour power in construction-site.